ハローワークからのお知らせ

高年齢者雇用確保措置の実施が

義務づけられました!!

改正高齢法の義務

高年齢者の安定した雇用の確保義務

高年齢者雇用安定法の改正により、平成18年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしている事業 **主**は、高年齢者の65歳 fまでの安定した雇用を確保するため、次の から のいずれかの措置(高年 齢者雇用確保措置)を講じなければならないこととなりました。 2

定年の引上げ 継続雇用制度の導入 3 定年の定めの廃止

1 この年齢は、男性の年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一

成25年4月1日までに段階的に引き上げられます。例として、60歳定年企業における、「高年齢 者雇用

確保措置実施義務化年齢段階的引上げスケジュール」のイメージ図をこのページの下に掲載し ました

ので、ご参照ください。

2 措置を講じるにあたり、就業規則の作成、変更等を行った場合は労働基準監督署に届け出てい ただく

必要があります。 3 継続には、第一日では第一日日日本日本へ日本が多しまる制度の道とが増めたりますが、各企 業の実 | 実施義務化年齢段階的引上げのイメージ (60歳定年企業における例)

